

経 済 産 業 省

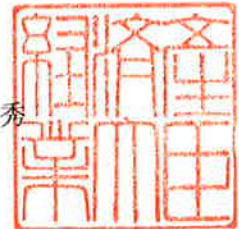
20190903 製第 5 号

令和元年 9 月 13 日

化学物質審議会

会長 東海 明宏 殿

経済産業大臣 菅原 一秀



化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第24条第1項等に規定する第一種特定化学物質に関する化学物質審議会への諮問について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「法」という。)第56条第1項第1号の規定に基づき、次について諮問する。

2・2・2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール並びにペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基(アルキル基の炭素数が7のものに限る。)を含む化合物を法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定並びに法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定